

# 市民税の確認方法

<市民税・県民税税額決定通知書> (市民税を個人で納付している場合)

以下のような A4 の紙が郵送されるので、そちらで市民税の課税状況を確認することができます。※ただし、非課税の場合にはこの通知は届きません。

**市民税・県民税 税額決定 通知書**

あなたの市民税・県民税の税額を次のとおり決定(変更)したので通知します。



お問い合わせ番号

企業番号  
口座番号  
口座名義人

**1 市民税・県民税の合計年税額**

年税額 (市民税・県民税合計)	今回決定額	前回決定額
年税額	円	円
年税額の内訳		
① 普通徴収税額	円	円
② 公的年金からの特別徴収税額	円	円
③ 給与からの特別徴収税額	円	円

**① 普通徴収税額**  
下記の納付額を各納期限までに納付してください。(納付額欄に表示がない場合は、この通知書で納付いただく税額はありません。)

期別	今回納付額	前回納付額	充当額	納付済額	納付額	納期限
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円

**② 公的年金からの特別徴収税額**  
公的年金の受給の際に、下記の年金支払者が公的年金から該当する月の税額を引きます。

公的年金の種類	支払者の名称	支払者の法人番号	公的年金から特別徴収する額及び徴収日
			円 円 円
			円 円 円

**③ 給与からの特別徴収税額**  
給与の受給の際に、給与支払者が給与から税額を引きます。給与からの特別徴収税額については、給与支払者から配布される税額決定(変更)通知書をご確認ください。

**課税計算のあらまし** (※この図は標準的な課税計算の例です。)



郵送されてくる通知の中に以下のような紙面がありますので、そちらをご確認ください。

**税額の明細**

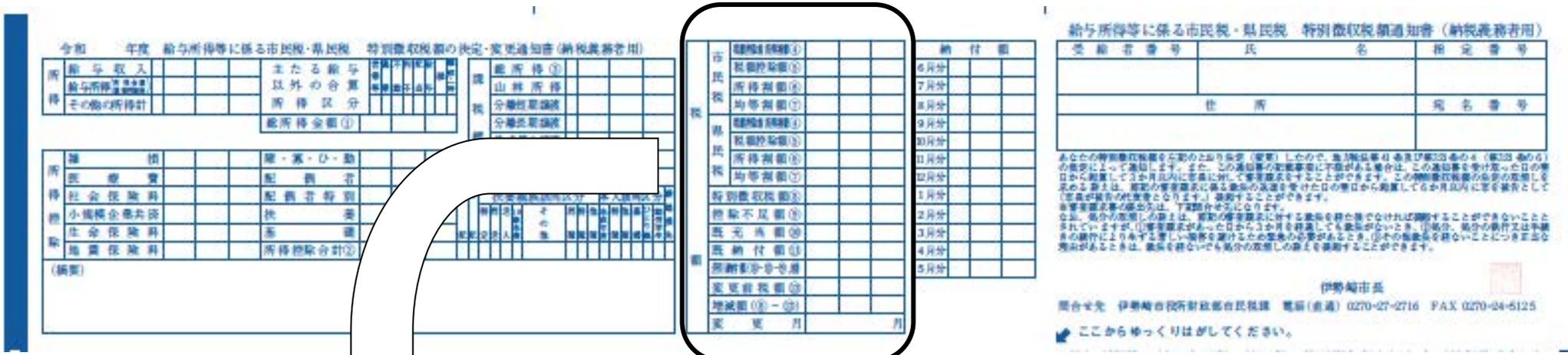
区分	課税標準額	市民税額	県民税額
所得割額	千円	円	円
	千円	円	円
算出所得割計		円	円
税額控除		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
所得割額計		円	円
均等割額		円	円
税額合計 (所得割額 + 均等割額)		円	円

所得割額と均等割額をチェック

- 6月中旬以降も通知が来ない場合 (未申告者等を除く)  
(裏面の特別徴収税額の決定通知書も会社からもっていない)  
→ 市民税が非課税 = 1/2 額免除
- 「所得割額」が0円の場合 (均等割額は課税されている)  
→ 市民税の所得割が非課税で、均等割のみ課税 = 1/4 額免除
- 「所得割額」と「均等割額」がともに課税されている場合  
→ 市民税が課税されている = 減免対象外

<給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書>（市民税が事業所（会社）から引き去りで納税されている場合）

以下のような横長の紙が、事業所（会社）の方から手渡されますので、そちらで市民税の課税状況を確認することができます。



拡大

市民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	<b>所得割額⑥</b>		
	<b>均等割額⑦</b>		
県民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
額	特別徴収税額⑧		
	控除不足額⑨		
	既充当額⑩		
	既納付額⑪		
	差引納付額(⑧-⑩-⑨,⑩)		
	変更前税額⑫		
	増減額(⑧-⑫)		
	変更月		月

所得割額⑥  
均等割額⑦  
をチェック

- 「所得割額⑥」と「均等割額⑦」がともに0円の場合  
→市民税が非課税＝1/2 額免除
- 「所得割額⑥」のみ0円の場合（均等割額は課税されている）  
→市民税の所得割が非課税で、均等割のみ課税＝1/4 額免除
- 「所得割額⑥」と「均等割額⑦」がともに課税されている場合  
→市民税が課税されている＝減免対象外